

あいぎんビジネスダイレクト [セキュアプラス] における トランザクション認証の利用に関する特約

2025年1月1日現在

第1条 特約の適用範囲

1. この特約は、あいぎんビジネスダイレクト [セキュアプラス]（以下「本サービス」といいます）の利用における取引（トランザクション）にて、トランザクション認証を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、本サービスの契約者が、トランザクション認証を利用することにつき当行所定の方法で申し込んだ場合に適用されます。
3. 前項の申込によりこの特約が適用された場合、この特約はあいぎんビジネスダイレクト [セキュアプラス] ご利用規定（以下「原規定」といいます）の一部を構成し原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。
4. この特約において使用される語句は、この特約で定義されるもののほかは原規定の定義に従います。

第2条 トランザクション認証の利用

1. トランザクション認証とは
トランザクション認証用トークン（以下「トークン」といいます）と呼ばれるトランザクション認証番号（暗証番号）を機器に生成・表示させ、原規定第3条（取引の依頼・確定・確認）第1項の確認用パスワードに加えて用いることにより、サービス使用者からの取引の依頼を確認・確定するサービスです。パーソナルコンピュータ等画面上に表示される取引情報を元に生成される二次元コードをトークンが付帯するカメラで読み取って認証を行う方法です。
2. トランザクション認証の利用手続き
トランザクション認証を利用するにあたり、本サービスの契約者は当行所定の方法で申込することとします。
契約者からの申込をもって当行は当行所定の手続きによりその契約者の本サービスの利用についてトランザクション認証が利用できるようにします。
なお、トランザクション認証の取扱開始は当行の手続きが完了した時点からとし、取扱開始以後はその契約にかかるサービス使用者が当行所定の取引を行う都度、トランザクション認証が必要となります。
3. トランザクション認証の利用開始
トランザクション認証の利用について契約者から申込があった場合に、当行は1契約者につき1個ずつ契約者の届出住所へトークンを送付します。契約者はトークンの受け取り後、速やかに本サービスにログインし、当行所定の方法によりパソコン画面上で利用開始登録手続きを行うこととします。
4. 本人確認手続き
 - (1) トランザクション認証の取扱開始以後、サービス使用者が当行所定の取引を行う場合に原規定第3条（取引の依頼・確定・確認）第1項の確認用パスワードに加えてトランザクション認証番号を当行所定の方法により送信してください。
 - (2) 当行は受信したトランザクション認証番号と、当行が保有する情報との一致を確認することで、本人確認を行います。
 - (3) 送信者がサービス使用者本人であることを確認した場合には、当行は不正な使用その他事由により契約者その他の第三者に生じた損害について責任を負いません。

第3条 トークンの管理

1. トークンの追加・再発行
契約者がトークンを追加で必要とする場合、契約者は当行所定の方法で申込むことで、トークンの追加発行は可能です。トークンの追加発行には、当行所定の手数料がかかります。また、紛失・盗難等によりトークンを再発行する場合も、当行所定の手数料がかかります。
2. トークンおよびトランザクション認証番号の管理
契約者は、トークンおよびトランザクション認証番号を自身の責任において厳重に管理するとともに、サービス使用者にトークンおよびトランザクション認証番号を厳重に管理させるものとします。また、トークンおよびトランザクション認証番号について、他人に知られたり、紛失・盗難等に遭わないように十分に注意してください。
3. トークンの紛失・盗難等
 - (1) トークンの紛失・盗難があった場合、またはその恐れがある場合には、ただちに当行に届け出してください。当行はこの届け出を受付したとき、ただちにトークン利用中止等の必要な措置を行います。
 - (2) トークンの追加発行を申し複数個のトークンを管理している場合で、一部のトークンの紛失・盗難があったとき、またはその恐れがあるときは、契約者またはサービス使用者がマスターユーザーまたは管理者

ユーザーを用いて、端末を操作することによって、紛失・盗難があったまたはその恐れがあるトークンを
当行所定の方法で失効を行ってください。

- (3) トークンの紛失・盗難があった場合に、当行への届け出前、または紛失・盗難のあったあるいはその恐れのあるサービス使用者のトークンを当行所定の方法で失効する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 誤ったトランザクション認証番号を連続入力した場合

- (1) トランザクション認証番号を当行所定の回数以上連続して誤った場合で、マスターユーザーおよびすべての管理者ユーザーについて、当行が本サービスの取扱を中止したときには、契約者は利用を再開するために当行所定の方法により届け出してください。当行はその届け出により、当行所定の手続きをします。ただし、届け出から当行所定の期間は本サービスを利用できませんのであらかじめご承知おきください。
- (2) トランザクション認証番号を当行所定の回数以上連続して誤った場合で、サービス使用者の一部について、当行が本サービスの取扱を中止したときには、マスターユーザーまたは管理者ユーザーが端末を操作することにより、当行所定の方法で再度利用開始手続きを行ってください。

5. トークンの有効期限

トークンには有効期限がありません。電池を交換することで、継続的にご利用いただけます。なお、電池切れに伴う交換用電池の用意は、契約者が負担するものとします。

6. トークン発行の手数料

以下のいずれかに該当する場合、当行はトークンの発行にあたり契約者から当行所定の手数料を申し受けます。

- (1) 契約者からの申込によるトークンの追加発行
- (2) 紛失・盗難等に伴うトークンの再発行

第4条 トランザクション認証の利用の解除

- 1. トランザクション認証の利用は、当事者の一方的な都合でいつでも解除することができます。ただし、契約者の都合による解約については、契約者が当行所定の方法により通知するものとします。
- 2. 前項に基づき当行がトランザクション認証の利用を解除する場合は、当行所定の方法で、解除する旨の通知をすることにより行います。

第5条 特約の変更等

- 1. この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他担当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上